

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年 1 月 2 0 日
発信課	経済総務課
担当者	小川
連絡先	電 話 0 1 6 6 - 2 5 - 7 1 5 2
	F A X 0 1 6 6 - 2 6 - 7 0 9 3
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他
日 程	2 月 1 0 日 ~ 2 月 1 4 日
発表項目 (行事名)	旭川市 & 北海道労働委員会の事業 P R パネル展を初開催 します。
概 要	■趣旨 旭川市では、若者の地元定着と U I J ターンの促進のため、旭川市企業 情報提供サイト「はたらくあさひかわ」や旭川市若者地元定着奨学金返済 補助事業を実施しているところですが、この度、労働紛争の解決を支援す る北海道労働委員会と合同で、それぞれの取組の P R のため、パネル展を 初開催いたします。 ■とき 令和 2 年 2 月 1 0 日 (月) ~ 1 4 日 (金) 1 0 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 (最終日のみ 1 6 時 1 5 分頃まで) ※ 2 月 1 0 日の午前中に職員が啓発活動を行う予定です。 ■ところ イトーヨーカドー旭川店 1 階 旭川市情報コーナー ■主催 旭川市、北海道労働委員会 ■問合先 旭川市経済部経済総務課雇用労政係 担 当 小川、宮田 T E L 0 1 6 6 - 2 5 - 7 1 5 2 E-mail d_ogawa@city.asahikawa.lg.jp s_miyata@city.asahikawa.lg.jp
添付資料	有 ・ 無
報道 (取材) に当 たっているのお願い	
備 考	

はたらく あさひかわ

掲載
無料

掲載企業を募集しています

市内企業の魅力を全国の求職者に発信するためのサイトです。

はたらくあさひかわは1社1社の働いている人や仕事の魅力を取材・発信し、市内企業と求職者との懸け橋になることを目的としています。
旭川市内近郊の求職者・学生はもちろん東京や大阪など市外・道外に住む方にも幅広くご覧いただいています。
費用は一切かかりません。みなさんの魅力で旭川市を盛り上げていきましょう。

このサイトでできること

1 会社紹介

会社概要をはじめ、取材を通して企業の社風や魅力を伝えることができます。

2 求人情報の掲載

自社の状況に合わせて情報の編集・更新が可能。常に新鮮な情報を発信できます。

3 求職者のスカウト

サイトに登録された求職者のスカウトやメッセージ交換ができます。

4 最新情報の入手

企業向けセミナー、労働関連法の改正などを知ることができます。

掲載基準

旭川市内に本社または支社や事業所のある企業、個人事業主

正社員又は登用見込みありの人材採用を予定している

START

1 はたらくあさひかわ 取材記事ページ 掲載のお申し込み

まずは、Web上の専用フォームからお問い合わせください



登録

2 取材対応

撮影とインタビューに伺います



3 記事内容確認

ライターによるリライト後のインタビュー内容をご確認いただけます



4 はたらくあさひかわ プラス 求人情報ページ 専用アカウント作成

5 企業情報 & 求人情報 入力

マイページから募集状況等をご入力ください。

取材記事掲載 求人情報掲載



※求人情報ページのみの利用はできません。

お問い合わせ

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階
TEL 0166-25-7152 FAX 0166-26-7093

はたらくあさひかわ

検索

<https://hataraku-asahikawa.jp/>
hataraku-asahikawa@city.asahikawa.hokkaido.jp



旭川市内に定着した方の

奨学金返済を 支援します！



対象となる
奨学金

独立行政法人日本学生支援機構
第一種奨学金

※これ以外の奨学金(第二種等)は補助の対象外です。

登録受付
締切日

令和2年3月31日(火)まで
(書類必着)

登録対象となる方

令和2年度に旭川市内に定着(市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業)し、その後3年以上継続する意思のある方で、次のいずれかの要件を満たす方。

- ▶ 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、大学院(以下「高等教育機関」)のいずれかに在学中で令和元年度に卒業する方。
- ▶ 旭川市外に住所を有する方で、高等教育機関を平成28年度以降に卒業した方。

※地元企業:旭川市内に本社又は主たる事務所の住所を有する法人又は個人事業主(公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)は対象外)

補助について

旭川市内に定着している期間のうち3年間を限度とし、奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助します。

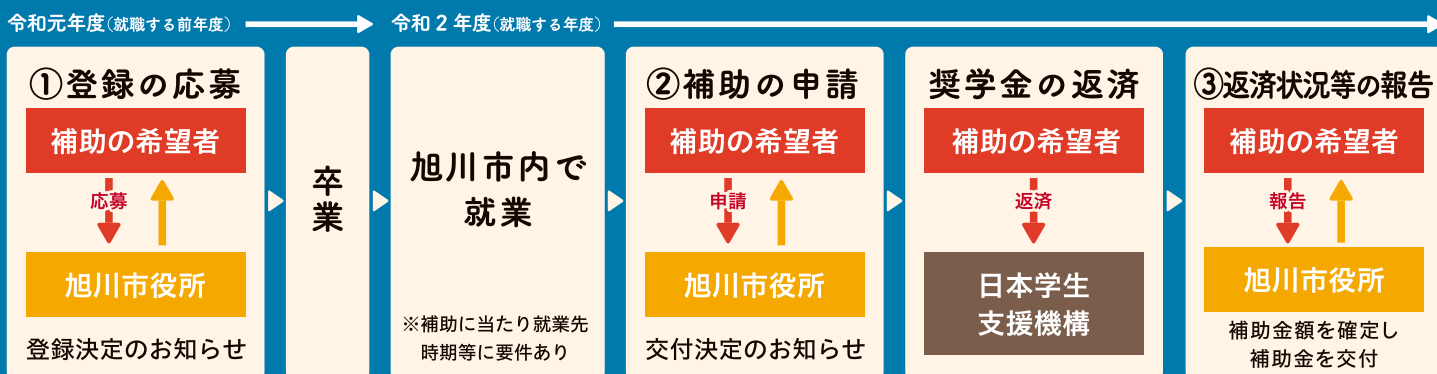
●1年度当たりの補助上限額(高等教育機関別)

大 学	86,000円	専修学校	55,000円
短期大学	55,000円	大学院(修士)	75,000円
高等専門学校	55,000円	大学院(博士)	109,000円
複数の高等教育機関	161,000円		

※年度ごとに補助の申請と返済状況等の報告が必要です。

返済補助の流れ (例) 令和元年度卒業の場合

令和2年度～3年間 ※補助の対象期間が終了するまで、下記②、③の手続きを毎年繰り返します。



登録手続きの必要書類

- 旭川市若者地元定着奨学金返済補助希望者登録応募用紙(様式第1号)
- 奨学金の借入を証する書類(既卒者である場合は、奨学金返還残額を証する書類)
※日本学生支援機構から発行を受けた返還誓約書本人控や貸与奨学金返還確認票の写し、同機構による情報提供システム(スカラネットパーソナル)の返還明細に関する画面をプリントアウトしたものなど
- 在学証明書(既卒者である場合は、高等教育機関を卒業したことを証する書類)
- 住民票(写し)(平成28年度以降の既卒者のみ)

ご利用いただくには
就業の前年度に登録する
必要があります。

ご注意ください!

